

昭和二十二年法律第六十一号

檢察庁法

第一条 檢察庁は、檢察官の行う事務を統括するところとする。

第二条 最高檢察庁は、最高裁判所に、高等檢察庁は、各高等裁判所に、地方檢察庁は、各地方裁判所に、区檢察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。

第三条 檢察官は、檢察総長、次長檢察事、檢察長、檢察及び副檢察とする。

第四条 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第五条 檢察官は、いずれかの檢察庁に属し、他の法令に特別の定めのある場合を除いて、その属する檢察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前条に規定する職務を行う。

第六条 檢察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

第七条 檢察総長は、最高檢察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての檢察庁の職員を指揮監督する。

第八条 檢察総長は、高等檢察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方檢察庁及び区檢察庁の職員を指揮監督する。

第九条 各地方檢察庁に檢察正各一人を置き、一級の檢察をもつて充てる。

第十条 二人以上の檢察又は檢察及び副檢察の属する各区檢察庁に上席檢察官各一人を置き、檢察をもつて充てる。

第十一条 檢察総長、檢察長又は檢察正は、その指揮監督する檢察官に、第七条第一項、第八条及び第九条第四項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第十二条 檢察総長、檢察長又は檢察正は、その指揮監督する檢察官の事務を、自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の檢察官に取り扱わせることができる。

第十三条 檢察総長及び次長檢察事、檢察長若しくは檢察正に事故のあるとき、又は檢察総長及び次長檢察事、檢察長若しくは檢察正が欠けたときは、その庁の他の檢察官が、法務大臣の定められた順序により、臨時に檢察総長、檢察長又は檢察正の職務を行う。

第十四条 法務大臣は、第四条及び第六条に規定する檢察官の事務に關し、檢察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、檢察総長のみを指揮することができる。

第十五条 檢察総長、次長檢察事及び各檢察長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

第六十六条 檢察長、檢察事及び副檢察の職は、法務大臣が、これを補する。

第六十七条 法務大臣は、高等檢察庁又は地方檢察庁の檢察の中から、高等檢察庁又は地方檢察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。

第六十八条 二級の檢察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者

副檢察事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議會等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 司法修習生となる資格を得た者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者

三年以上副檢察の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の檢察に任命及び叙級することができる。

第十九条 一級の檢察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。

一 八年以上二級の檢察、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職に在つた者

二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者

三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在つた者

四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在つた者

前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

前条第三項の規定により檢察に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、檢察官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

前項の規定により檢察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長檢察事又は檢察長に任命することができない。

第二十条の二 檢察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の規定は、適用しない。

第二十一条 檢察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

檢察官については、国家公務員法第八十一条の七の規定は、適用しない。

法務大臣は、次長檢察事及び檢察長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に檢察に任命するものとする。

第二十三条 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適しいときは、檢察総長、次長檢察事及び檢察長については、檢察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、檢察事及び副檢察については、檢察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

檢察官は、左の場合に、その適格に關し、檢察官適格審査会の審査に付される。

一 すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行う場合

二 法務大臣の請求により各檢察官について臨時審査を行う場合

三 職権で各檢察官について臨時審査を行う場合

檢察官適格審査会は、檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適しいかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、檢察官適格審査会から檢察官がその職務を執るに不適しい旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、檢察総長、次長檢察事及び檢察長については、当該檢

察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。
 検察官適格審査会は、法務省に置かれるものとし、国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員をもってこれを組織する。ただし、委員となる国会議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。
 各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。
 前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第二十四条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失ひ、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第二十六条 最高検察庁に検事総長秘書官を置く。
 検事総長秘書官は、二級とする。
 検事総長秘書官は、検事総長の命を受けて機密に関する事務を掌る。

第二十七条 検察庁に検察事務官を置く。
 検察事務官は、二級又は三級とする。

検察事務官は、上官の命を受けて検察庁の事務を掌り、又、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第二十八条 検察庁に検察技官を置く。
 検察技官は、二級又は三級とする。
 検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

第二十九条 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互いに必要な補助をする。

第三十条 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第三十一条 第十五条、第十八条から第二十条の二まで及び第二十二條から第二十五條まで並びに附則第三条及び第四條の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

附則

第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第二条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第三条 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、当該準則で定める期間）において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日

以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則（昭和二十二年二月一七日法律第一九五号）

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

第十八条 この法律施行前における司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条及び第四十四条並びに検察庁法第十九条の規定の適用については、夫々法務庁の各長官、法務庁事務官及び法務庁教官の在職とみなす。

附則（昭和二十三年五月一日法律第三一六号）抄

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二十三年二月二日法律第二六〇号）抄

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則（昭和二十四年五月三十一日法律第一三八号）

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
 2 従前の第十八條第二項第一号又は第十九條第一項第五号の規定に該当した者については、なお従前の例による。
 3 この法律施行前における法務庁の各長官、法務庁事務官及び法務庁教官の在職は、第十九條の規定の適用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

附則（昭和二十五年四月二四日法律第九六号）抄

1 この法律のうち、裁判所法第六十一条の二、第六十一条の三及び第六十五条の改正規定、検察審査会法第六條第六号の改正規定中少年調査官及び少年調査官補に関するもの並びに少年法の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の部分は公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
 3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九條、弁護士法第五条並びに司法書士法第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

附則（昭和三十六年六月二日法律第一一一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。
 （行政機関職員定員法の廃止）
 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）は、廃止する。
 2 （常勤の職員に対する暫定措置）
 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九條第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。
 11 未帰還職員に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附則（昭和四十四年五月一六日法律第三三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則（昭和四十六年二月三十一日法律第三一三〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十六年三月一日から施行する。

附則（昭和五十四年一月一日から施行する。）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（平成二十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日

（別に定める経過措置）
第三十條 第二條から前條までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二條及び第三條を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成一六年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前における裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條（判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第一條第二

項において準用する場合を含む。）及び第四十四條、檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九條並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五條の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

附則（平成一七年七月一五日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）
第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- 一 及び二 略
- 三 檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十八條

附則（平成三〇年五月三〇日法律第三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から三 まで 略
- 四 第三條中特許法第七條第三項の改正規定、第九九條の見出しを削り、同條の前に見出しを付し、同條の次に一條を加える改正規定、第百二十二條第一項及び第六項の改正規定、第百九十五條第六項の改正規定並びに第百九十五條の二の見出しを削り、同條の前に見出しを付し、同條の次に一條を加える改正規定並びに第六條及び第七條の規定並びに附則第十一條、第十五條、第二十三條及び第二十五條から第三十二條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月二六日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第二條、第四條（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五條並びに附則第五條から第八條までの規定 平成三十四年十月一日

（その他の経過措置の政令等への委任）
第十五條 附則第三條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（令和三年六月二一日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三條中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八條中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次條並びに附則第十五條及び第十六條の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備等）
第二条

第四条の規定による改正後の檢察庁法（次項及び附則第十六條第一項において「新檢察庁法」という。）の規定による檢察官の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

5 法務大臣は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十三年に達する檢察官（検事総長を除く。）に対し、新檢察庁法附則第四條の規定の例により、同条に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該檢察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第十五條 附則第三條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）
第十六條 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関する制度又は新檢察庁法に規定する年齢が六十三年に達した檢察官の任用に関連する制度について検討を行い、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一條の第二項、第四條の規定による改正前の檢察庁法第二十二條又は旧自衛隊法第四十四條の第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九條の規定 公布の日

（検討）
第十六條 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関する制度又は新檢察庁法に規定する年齢が六十三年に達した檢察官の任用に関連する制度について検討を行い、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一條の第二項、第四條の規定による改正前の檢察庁法第二十二條又は旧自衛隊法第四十四條の第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九條の規定 公布の日

（検討）
第十六條 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関する制度又は新檢察庁法に規定する年齢が六十三年に達した檢察官の任用に関連する制度について検討を行い、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一條の第二項、第四條の規定による改正前の檢察庁法第二十二條又は旧自衛隊法第四十四條の第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。